

県北広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年8月25日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 281号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市山形町川井第4地割48番127地先から戸呂町第11地割38番191地先まで	新	B 61.0～10.5 m	m 1,267.8
	旧	A 124.0～8.4	2,378.5
		B 61.0～10.5	1,267.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 令和2年8月25日から同年9月25日まで